

特別会計の見直しについて

— 制度の再点検と改革の方向性 —

平成17年11月21日
財政制度等審議会

特別会計の見直しについて — 制度の再点検と改革の方向性 —

平成17年11月21日

財務大臣 谷垣 穎一 殿

財政制度等審議会会长

貝塚 啓明

財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会は、特別会計の見直しについて、ここに報告を取りまとめた。

政府においては、本報告の趣旨に沿い、特別会計の見直しに向けた積極的な取組みを進めるよう強く要望する。

「特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－」ポイント

I 特別会計改革の基本的考え方

1. 特別会計の廃止・統合

全 31 特別会計について、以下の視点から点検すべき。（別紙 1 参照）

①国として行う必要性

・必要性がない場合には、独立行政法人化、民営化等を検討すべき。

②区分経理の必要性

・必要性がない場合には、一般会計で経理を行うべき。

③現行区分の妥当性

・類似の事業を行う特別会計について、業務の効率化等の意義がある場合は統合を行うべき。

2. 特定財源、剰余金・積立金の点検

①特定財源の点検

・危機的な財政状況に鑑み、特定財源については、納税者の理解を得つつ、原則として一般財源化を検討すべき。

②剰余金・積立金の点検

・明確な必要性がない剰余金、積立金については、一般会計への繰入れなどを行うべき。

3. 予算内容の厳格な精査

特別会計の予算内容の精査の出発点は、純計額の約 205 兆円から国債償還・社会保険給付等を除外した約 17 兆円。

事務事業の効率化に加え、以下の精査を行い、一般会計からの繰入れや借入金の圧縮を図るべき。

①人件費、事務費の精査

②予算と執行の乖離の是正

③特殊法人等への補助金等の縮減

4. 国民への説明責任

①制度改革について、5 年間程度の工程表を作成・公表すべき。

②予算内容の精査について、具体的な数値も交えつつ分かりやすく説明すべき。

II 各特別会計の見直しの方向

「基本的考え方」に則り、全 31 特別会計について、点検を行い、見直しの方向性を提示。（別紙 2 参照）

(別紙1) 特別会計の廃止・統合等に向けたフローチャート

1. ①国として行う必要はあるか

検討対象: 11会計

船員保険、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、森林保険、地震再保険、貿易再保険、国有林野事業、特許、国立高度専門医療センター、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録

ない

独立行政法人化・民営化等

ある

1. ②特別会計として区分経理する必要はあるか

検討対象: 6会計

治水、港湾整備、国営土地改良事業、登記、特定国有財産整備、自動車検査登録

ない

一般会計への統合

ある

1. ③現行の区分経理は妥当か

検討対象: 16会計

厚生保険、国民年金、船員保険、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、道路整備、治水、港湾整備、空港整備、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、食糧管理、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、産業投資、都市開発資金融通

妥当ではない

他の類似の特別会計との統合

2. ①特定財源に弊害はあるか

検討対象: 3会計

道路整備、空港整備、電源開発促進対策

ある

一般財源化等

2. ②剰余金・積立金に明確な必要性があるか

検討対象: 4会計

電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、農業経営基盤強化措置、外国為替資金

ない

一般会計に繰入れ等

(別紙2) 全31特別会計の見直しの方向性

区分	特別会計名	見直しの方向性
社会保険事業	厚生保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。
	国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両特別会計の年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。
	船員保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険制度に相当する部分については公法人化した政管健保を含め国以外の主体による運営を、また、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分については労働保険特別会計との統合を検討すべきである。
	労働保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険三事業については、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべきである。 ・ 雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。
その他保険事業	農業共済再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検討が行われるべきである。 ・ 業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、漁船再保険及漁業共済保険特別会計）との統合についても検討すべきである。
	漁船再保険及漁業共済保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検討が行われるべきである。 ・ 業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、農業共済再保険特別会計）との統合についても検討すべきである。
	森林保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「官から民へ」等の観点や業務の効率的な運営の観点から、再保険方式による民営化や、独立行政法人化など国以外の主体による運営を検討すべきである。
	地震再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、民間における再保険事業の動向や民間保険会社の支払能力等を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め、制度改革の要否を検討していく必要がある。
	貿易再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間参入が進展していくことも予想されることから、その状況を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め制度改革の要否を検討していく必要がある。

区分	特別会計名	見直しの方向性
公共事業	道路整備	<ul style="list-style-type: none"> 今後の社会资本整備の在り方や道路特定財源に関する見直しの議論、社会资本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。 道路特定財源については、極めて深刻な財政事情の下で、現行税負担水準を維持しつつ、プライマリーバランスの回復に資するよう一般財源として活用を図るべく、今後、納税者の理解を得て、見直しの具体化を図るべき。
	治水	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会资本整備の在り方の議論や社会资本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	港湾整備	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会资本整備の在り方の議論や社会资本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	空港整備	<ul style="list-style-type: none"> 現段階では航空機燃料税の在り方を見直す状況にはないが、特定財源である以上、「基本的考え方」にあるように、その適否を常に点検しつつ、将来的には、原則として一般財源化を検討していく必要がある。 今後の社会资本整備の在り方の議論や社会资本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	国営土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分整理する必要性についても、あくまで現状の事業運営に照らして意義が認められるものであることから、今後の事業の見直しに伴い、具体的な点検を不斷に行っていく必要がある。
エネルギー関係	電源開発促進対策	<ul style="list-style-type: none"> 税収の特別会計直入を見直し、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることなどにより、立地進展等で資金需要が実際に生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用が図られるよう検討すべきである。 石特との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。
	石油及びエネルギー需給構造高度化対策	<ul style="list-style-type: none"> 電源開発促進対策特別会計(電特)との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。
農林水産関係	食糧管理	<ul style="list-style-type: none"> 経営安定対策を軸とした食料安定供給の一体的推進を図るための新たな特別会計を設置し、関連するこれら二つの特別会計を廃止することを検討しており、今後、特別会計改革の趣旨に沿った形で、具体的な制度設計の検討を進めるべきである。 農業経営基盤強化措置特別会計においては、農業改良資金の貸付低迷等により多額の剰余金が発生しており、政策課題に対応した資金需要を見極めつつ引き続き事務事業全般を厳しく精査し、財政資金の有効活用のための方策を検討する必要がある。
	農業経営基盤強化措置	<ul style="list-style-type: none"> 現在、治山勘定と国有林野事業勘定の統合に向けて整理を行っているところであり、必要な法整備を行い、平成18年4月に勘定統合を実施する予定である。 本特別会計については、将来的には、国土保全・水源かん養等の公益的機能を有する国有林野事業の在り方について議論し、その上で、本特別会計の在り方についても検討していく必要がある。
	国有林野事業	<ul style="list-style-type: none"> 現在、治山勘定と国有林野事業勘定の統合に向けて整理を行っているところであり、必要な法整備を行い、平成18年4月に勘定統合を実施する予定である。 本特別会計については、将来的には、国土保全・水源かん養等の公益的機能を有する国有林野事業の在り方について議論し、その上で、本特別会計の在り方についても検討していく必要がある。

区分	特別会計名	見直しの方向性
行政的事業	登記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地図のコンピューター化の終了を機に、その後も継続して行われる登記事務の円滑化のための事業の財源確保の方策を講じることに留意しつつ、一般会計への統合による廃止を検討すべきである。
	特許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、業務のうち国以外の主体で実施可能なものはないか検討し、業務のスリム化を推進すべきである。
	特定国有財産整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等の集約立体化又は移転再配置や耐震化のための庁舎整備の事業の進捗状況を注視しつつ、区分経理の必要性も含め、改めてその在り方を検討する必要がある。 ・ スクラップ・アンド・ビルトの考え方より徹底するために、今後の事業については一般会計からの繰入れを行わないこととするなどの厳格な対応を検討すべきである。 ・ 本特別会計の収支に余剰が生じた場合には、これを一般会計へ繰り入れることを検討すべきである。
	国立高度専門医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年に改組されて設けられた以降の事業の推移を見極めつつ、将来的に、独立行政法人化を検討すべきである。
	自動車損害賠償保障事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国以外の主体による事業運営の可能性について検討する必要がある。
	自動車検査登録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に独立行政法人化しているものに加え、特別会計に残されているこれらの業務についても、更に精査を行い、可能な限り独立行政法人化あるいは民営化を検討すべきである。 ・ 現在進めている自動車の登録等の手続きに係るワンストップ・サービスの普及状況等も踏まえつつ、引き続き、区分経理の必要性について検討していく必要がある。
融資事業・資金運用	財政融資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計見直しの議論の中において、引き続き、無駄の排除、効率的な資産・負債の管理の検討を含め、財投改革の趣旨を徹底していくことが重要である。
	産業投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似の機能を有する特別会計（例えば、財政融資金特別会計）との統合も含め、その在り方を検討する必要がある。 ・ 社会資本整備勘定については、既往貸付の償還終了時に同勘定を廃止すべきである。
	都市開発資金金融通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性を検討した上で、他の類似の機能を有する特別会計への統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	外国為替資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本特別会計が保有する積立金は、決算上の不足が生じる場合に備えたものであるが、例年にわたり剩余额が発生している状況を踏まえ、引き続き、国債残高の抑制を図る観点から、一般会計への繰入れを行うべきである。
整理区分	交付税及び譲与税配付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、地方歳出を徹底して見直し、地方交付税の抑制に努めつつ、借入金の抑制に取り組むべきである。
	国債整理基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、特別会計見直しの議論の中において、徹底した無駄の排除を中心とした検討を行うことが必要である。

目次

はじめに	1
I 特別会計改革の基本的考え方	3
1. 特別会計の廃止・統合	3
①国として行う必要性の点検	3
②区分経理の必要性の点検	4
i) 制定趣旨との関係	5
ii) 一般会計との関係	5
③現行区分の妥当性の点検	6
2. 特定財源、剰余金・積立金の点検	6
①特定財源の点検	6
i) 特定財源の意義と弊害	6
ii) 特定財源と特別会計の関係	7
iii) 特定財源の一般財源化について	7
②剰余金、積立金の点検	7
3. 予算内容の厳格な精査	8
①人件費、事務費の精査	9
②予算と執行の乖離	10
③特殊法人等への補助金等	11
4. 国民への説明責任	12
①工程表の作成	12
②平成18年度予算での取扱い等	12
II 各特別会計の見直しの方向	14
1. 社会保険事業特別会計	15

(1) 厚生保険特別会計	15
(2) 国民年金特別会計	15
(3) 船員保険特別会計	17
(4) 労働保険特別会計	18
 2. その他保険事業特別会計	20
(5) 農業共済再保険特別会計	20
(6) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計	21
(7) 森林保険特別会計	23
(8) 地震再保険特別会計	24
(9) 貿易再保険特別会計	25
 3. 公共事業特別会計	26
(10) 道路整備特別会計	26
(11) 治水特別会計	29
(12) 港湾整備特別会計	31
(13) 空港整備特別会計	33
(14) 国営土地改良事業特別会計	35
 4. エネルギー関係特別会計	37
(15) 電源開発促進対策特別会計	37
(16) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	39
 5. 農林水産関係特別会計	41
(17) 食糧管理特別会計	41
(18) 農業経営基盤強化措置特別会計	41
(19) 国有林野事業特別会計	43
 6. 行政的事業特別会計	45
(20) 登記特別会計	45
(21) 特許特別会計	46
(22) 特定国有財産整備特別会計	47
(23) 国立高度専門医療センター特別会計	49

(24) 自動車損害賠償保障事業特別会計	50
(25) 自動車検査登録特別会計	52
7. 融資事業・資金運用特別会計	54
(26) 財政融資資金特別会計	54
(27) 産業投資特別会計	55
(28) 都市開発資金融通特別会計	56
(29) 外国為替資金特別会計	57
8. 整理区分特別会計	58
(30) 交付税及び譲与税配付金特別会計	58
(31) 国債整理基金特別会計	59

はじめに

我が国の財政は、平成 17 年度（2005 年度）末の国・地方の長期債務残高が 774 兆円に達するなど、主要先進国中で最悪の状況にあり、財政構造改革を進めることが喫緊の課題となっている。その際、改革を進めるべき対象は、国の一般会計のみにとどまらず、特別会計等を含む財政全体を視野に入れなければならない。

とりわけ特別会計については、その内容が分かりにくいことに加え、固有の財源等をもって不要不急の事業が行われているのではないか、資源配分が硬直化しているのではないか、多額の剩余金が放置されているのではないか等の問題が指摘されており、抜本的な見直しが不可欠である。

財政制度等審議会としては、これまで平成 15 年と 16 年の二回にわたり、特別会計の見直しについての提言を行ってきたところである。しかし、これら提言に対する関係府省の検討状況を見ると、特別会計の個々の運営については一定の見直しが図られてきたものの、区分経理をする必要性等の観点を踏まえた制度の在り方そのものに立ち返った改革が進んでいるとは言い難い状況である。

当審議会としては、歳出・歳入一体の改革を進めていく上で、非効率的な歳出について徹底した削減を進めるなど、あらゆる努力を行い国民の負担を極力抑制すべきであるとの認識の下、特別会計について、運用の改善にとどまることなく、制度の根本に立ち返った検討を進め、その改革を行うことを念頭に置き、以下の視点から具体的な提言を行う。

1. 特別会計の廃止・統合について、すべての特別会計を対象として、国として事業を行う必要性があるかどうか、仮にその必要があるとして、特別会計として区分経理する必要性があるかどうか、さらにその必要があるとして、現行の区分は妥当かどうかを点検する。（I-1. 参照）

2. 特別会計の仕組み等その他の課題として、特定財源の一般財源化などについてどう考えるか、特別会計に存在する剰余金等をどうすべきかを整理する。(I-2. 参照)
3. 特別会計のすべての歳出の中身について点検し、純計額の約205兆円から国債償還・社会保険給付等を除外した約17兆円の歳出について厳格に精査し、国民の不信感の払拭を目指す。(I-3. 参照)
4. 改革の方向性や結果などについては、財務省及び所管各府省は、国民への説明責任を十全に果たすべきである。(I-4. 参照)

本報告では、以上の考え方に基づき、31の全特別会計について、幅広く議論の俎上に載せ、点検を行い、改革の方向性を提示した。政府において、これに沿った改革が推進されるべきである。(II 参照)

I 特別会計改革の基本的考え方

1. 特別会計の廃止・統合

特別会計は、国が行う事業や国の有する機能に着目し、これらに係る収支を区分経理するものである。このため、その改革に当たっては、特別会計によって区分経理されている事業等を国が行う必要があるのか、また、国が行うとしても特別会計として区分経理する必要はあるのかなどといった視点から検討する必要がある。

こうした検討に当たっては、特別会計制度の本来の趣旨や目的に立ち返りつつ、各特別会計の性格や実態に応じて個別具体的に点検することが必要であり、そのような点検を行わずに、特別会計の数合わせのみの議論を行うことは、適当ではない。

①国として行う必要性の点検

まず、特に特別会計で経理されている事業には不要不急の事業が多いのではないかとの指摘が行われていることを踏まえ、事業の必要性について常に検討が行われなければならない。こうした検討の結果、不要不急とされる事業については、廃止すべきである。

次に、当該事業の存続自体は認められたとしても、あえて現行のように国が直接に事業を行う必要があるのかどうか、むしろ国以外の主体が行うべきではないか、といった、「官から民へ」の考え方方に沿った検討が求められる。特別会計については、独自収入がある場合が多いこと、区分経理されているために対象が絞り込みやすいことなどから、特にこうした検討を行う合理性がある。事業の必要性や主体の在り方についての議論は行政改革などの観点からこれまでも行われてきたが、会計の枠組みに着目し、事業収支の状況等を踏まえつつ検討することで新たな視点が提供されることも期待できる。

このため、特別会計で経理される事業について、今後ともその事業を国が主体として行う必要があるかどうかを厳しく点検し、国でなければ遂行できない事業以外は、独立行政法人化、民営化等を検討すべきである。なお、独立行政法人化等については、国会の統制が直接には働くなくなるほか、その運営が不透明となるのではないかとの批判が生じていることから、独立行政法人化等を行う場合には、透明性の確保とともに、業務の効率性の向上という本来の趣旨に沿った運営が行われることが前提とされるべきである。

②区分経理の必要性の点検

事業等の必要性が認められ、これを国が引き続き実施すべきであるとされた場合には、次に、それをどのような形で経理すべきかを検討する必要がある。

国の予算は、毎会計年度の国の施策を全体として把握することができるよう、単一の会計で一体として経理することが望ましいとされている。これは財政の健全性の確保の観点からも、資金配分の優先順位付けを全体として行えるようにするという意味で重要なことであり、国の予算は一般会計で経理することが原則とされるのはこうした理由に基づいている。

しかし、現在のように国の活動が広範かつ複雑化してくると、単一の会計ではかえって国の種々の活動が分かりにくくなる場合があり得る。こうした事態を避けるため、本来は一般会計で経理するとの原則の中で、特別会計は、特に明確化等の観点から区分経理の必要性が認められる場合に例外として認められるものである。

この区分経理の必要性は、一定の事業について受益と負担の関係等に着目するなどして収支を明らかにして国の経理を明確にし、国民への説明責任を果たすことや、そのことを通

じて、適正な受益者負担、事業収入の確保や歳出削減努力を促すことなどに求められる。

もちろん、あえて区分経理という仕組みを用いて収支を明らかにするのであるから、特別会計は、受益と負担の牽連性が強い場合や、それが事業収入確保や歳出削減に特に有効と認められる場合など、その趣旨目的に合致した場合に限って認められるべきものであり、区分経理の必要性が認められない場合には、原則どおり、一般会計での経理を行うことが適当である。

したがって、特別会計改革においては、各特別会計の性格に応じ、以下の視点から、こうした区分経理の必要性を点検する必要がある。

i) 制定趣旨との関係

特別会計は、すべてそれぞれ固有の特別会計法によって設置されている。

特別会計の改革に当たっては、そうした特別会計法の制定趣旨をまず把握する必要がある。制定当時には有用であった法律でも、社会経済情勢が変化する中で、必要に応じて改廃が行われるべきことは当然だからである。

したがって、個々の特別会計法について、その制定趣旨や目的がどのようなものであるかを把握した上で、現在の社会経済情勢の下でそれが依然として有効であるかを点検し直すことが求められる。その結果、その特別会計がもはや必要ないと判断されるならば、その経理は一般会計に統合することが適当である。

ii) 一般会計との関係

一般に、特別会計に対する一般会計からの繰入れが多い場合には、特別会計の歳入と歳出の関係を不明確にし、区分経理の必要性を弱めることになると考えられる。したがって、一般会計から多額の繰入れがある特別会計について

は、廃止して一般会計に統合することを原則とし、別途区分経理を必要とする特段の事情がある場合にのみ特別会計を維持すべきである。

ただし、一般会計からの繰入れの趣旨は様々である。このため、区分経理の必要性を具体的に判断するに当たっては、こうした繰入れの趣旨に加え、当該事業等の性格、特別会計を設置した当時からの社会経済情勢の変化などを勘案しつつ、個別に判断する必要がある。

③現行区分の妥当性の点検

特別会計によって経理されている様々な事業等を見比べてみると、類似・同様の機能を有する事業等が複数の特別会計で別個に経理されている場合も見受けられる。

特別会計により区分経理を行う意義の一つは、国民への説明責任を適切に果たすことにある。このため、こうした類似の事業を行う複数の特別会計については、国民にとっての分かりやすさ、資金の流れの透明性の確保、業務の効率化等の観点から意義が認められる場合には、これらの統合を行うべきである。

2. 特定財源、剰余金・積立金の点検

①特定財源の点検

i) 特定財源の意義と弊害

特定財源は、一般に、特定の歳出に充てることとされている特定の歳入を指す。こうした特定財源には、受益者（又は原因者）に直接負担を求めるに合理性がある、負担につき国民の理解が得られやすい、一定の歳出につき安定的な財源を確保できる、歳出超過の場合に歳出削減や歳入増の努力を促す、などの意義がある一方、財政が硬直化するおそれがある、歳入超過の場合に資源が浪費されたり余

剰が生じたりする、などの弊害があることが指摘できる。

ii) 特定財源と特別会計の関係

特定財源と特別会計とは別個の概念であるが、特定の歳入をもって特定の歳出に充てることにより、安定的な財源を確保することを目的として設置された特別会計も見受けられるところである。特にこうした特別会計については、構造的に歳入が歳出を上回る状況にある場合、財政の硬直化、資金の浪費や余剰の発生につながりやすいとの批判がなされている。

ただし、特定財源として一般の税収以外の収入があれば、ある事業等について直ちに特別会計の設置が認められるものではない。特定財源がある特別会計であっても、その区分経理の必要性は不斷に見直されるべきである。

iii) 特定財源の一般財源化について

特定財源のようにある財源の使途を限定することは、一定の財政需要を優先的に満たす機能を有しているが、特にこうした使途限定が法律による場合には、法律制定後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくことが難しい。加えて、財政状況の悪化は特定財源の弊害を顕在化させる。したがって、危機的な財政状況に鑑みれば、特定財源については、その適否を常に点検し、納税者の理解を得つつ、原則として一般財源化を検討することが求められる。

なお、特定財源が直入されている特別会計については、歳出の動向に関わらず歳入が入ることから、その性格によっては余剰が生じやすいものもある。したがって、このような場合においては、特定財源について、財政資金の効率的活用を図る観点等から、一般会計を経由して必要額を繰り入れる方式などに見直すことを検討すべきである。

② 剰余金、積立金の点検

剰余金、積立金は、各特別会計の性格に応じ、将来の支払

準備など各々に意義がある場合が多く、一律に論じることは難しい。例えば、災害関係の再保険特別会計等においては、災害が生じた場合に備えて歳出額を計上し、災害が発生しなかつた場合には不用が生じる構造となっている。

しかし、こうした事情がないままに多額の剰余金が恒常的に発生している特別会計については、その歳入歳出構造自体についての見直しが求められる。また、積立金がある特別会計については、その水準が積立金の趣旨に合致した合理的な範囲内のものであるかどうかをチェックする必要がある。

さらに、支払準備等の明確な必要性がない剰余金・積立金については、一般会計と特別会計とは経理が区分されているものの、共に国の会計であることなども踏まえつつ、厳しい現下の財政状況に鑑み、一般会計への繰入れなどを行うことにより、国債残高の抑制を図り、国民負担の軽減につなげていくべきである。

3. 予算内容の厳格な精査

特別会計については、無駄が多いのではないか、不透明で分かりにくい、財政危機の中で財政健全化に貢献させるべきではないか、などの声が依然として大きい。

一般会計・特別会計を問わず、予算内容について厳しい精査が求められることは当然である。個別の特別会計の性格に応じ、事務事業の効率化・合理化を行うことはもとより、さらに、全特別会計を通じて横断的に検討すべき事項も多々あることから、以下、こうした視点から人件費・事務費をはじめ3点について考え方を示すこととする。

こうした精査を通じて、一般会計からの繰入れや借入金の圧縮を図るべきであって、特に一般会計からの繰入れについては、区分経理を行う趣旨からしても、その必要性・妥当性を再点検すべきである。

なお、特別会計の歳出規模については、様々な議論がなされ

ているが、その内容について整理して国民に分かりやすく示す必要がある。具体的には、31 特別会計の歳出額（平成 17 年度予算ベース）を単純に合計すると約 412 兆円であり、ここから会計間相互の重複計上等を除外すると約 205 兆円である（別紙 A 参照）。

この約 205 兆円の内訳を具体的に見ると、国債償還等（約 89 兆円）・地方交付税交付金等（約 19 兆円）・財政融資資金（約 31 兆円）・社会保険給付（約 49 兆円）が含まれている（別紙 B 参照）。これら 4 項目の歳出は、特別会計という会計制度の視点から議論されるべきというよりも、むしろ財政構造改革、三位一体の改革、財政投融資改革、社会保障制度改革といった視点から議論されるべきものであるが、一般会計ベースの歳出のみならず、特別会計ベースの歳出の姿を把握することは、こうした課題に取り組む上で有益であると考える。いずれにしても、当審議会としては、こうした特別会計ベースの歳出の姿も参考にしつつ、これら 4 項目各々の改革が具体的な成果を上げることを強く望むものである。

他方、特別会計という会計制度そのものを切り口とした予算内容の精査については、上記 4 項目の歳出を除外した残額約 17 兆円の経費を出発点として取り組むこととなる。例えば、社会保険関係を含む各特別会計の業務取扱費等や、公共事業費等がこの約 17 兆円の中に含まれるところであり、その具体的な内訳は別紙 C のとおりである。

①人件費、事務費の精査

人件費、事務費の精査は、一般会計・特別会計を問わず、常時、継続的に行われるべきものであるが、特別会計はその数が多いこともあり、特に耳目を集めた会計以外は議論の俎上に上りにくく、国民のチェックが十分行き届きにくいと言われている。

こうした中で、社会保険庁の問題をはじめ、続発する事務費等の無駄遣いは極めて遺憾である。国民の間には、およそ

すべての特別会計において、事務費等の取扱いが杜撰なのではないか、公務員のお手盛りが横行しているのではないか、などの批判や疑念が根強く存在している。

こうした点について、国の財政会計をつかさどる財務省及び各特別会計を管理している各府省に猛省を促すとともに、特に予算査定を行っている財務省においては、費用を負担する国民の目線に立った厳しい精査を強く求める。

併せて、人件費、事務費について一般会計からの繰入れを行っている場合には、それが受益と負担の関係や負担者によるチェック機能を弱めることにつながりかねないことから、事業の性格を踏まえつつ、その在り方を検討すべきである。

全特別会計の入件費、事務費を総覧すると、平成 17 年度予算ベースで国家公務員の入件費が 7,839 億円、事務費が 4,851 億円である。入件費については、公務員の総入件費に係る改革の議論において縮減を図ることとされており、事務費についても、全特別会計を通じて、民間企業におけるコスト削減努力等も念頭に置き、厳格な精査を行う必要がある。

②予算と執行の乖離

予算執行実績を的確に把握し、その結果を適切に予算へ反映させることは重要である。

執行実績の平成 18 年度概算要求への反映状況については、各府省が、概算要求に当たり執行実績の要求への反映状況を各々公表し、また、先般、財務省が、改めて各府省の反映状況の大要をとりまとめ、公表したところである。

これらの中で、特別会計の事務事業についても、電源開発促進対策特別会計、食糧管理特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計など、数多くの特別会計において、予算積算と執行実績との間に乖離が見られたことは、大変遺憾である。

予算の積算内容と執行実績との間に顕著な乖離が生じていることは適切ではなく、まずは、現在進めている平成18年度予算編成作業の中で、特別会計予算についても、個々の経費の積算内訳にまで踏み込んだ見直しを行い、予算積算と執行実績との乖離の是正を一層進めていくべきである。

③特殊法人等への補助金等

特別会計から特殊法人等への財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、平成14年度から平成17年度までの間で、実質約1兆円の削減が行われるなど、歳出削減に向けた着実な取組みが行われてきたところである。

今後とも、現下の厳しい財政事情に鑑み、特殊法人等や独立行政法人の改革を推進するとともに、これらの法人等への財政支出の一層の縮減を図ることが極めて重要である。

このため、各府省においては、特殊法人等・独立行政法人に対する財政支出について、真に必要な事業であるかどうかを厳格に審査するとともに、他の独立行政法人、地方公共団体、民間等が実施する事業との重複を排除するとの観点からも、徹底した削減に努めるべきである。具体的には、組織自体のスリム化などの抜本的な見直しを行うとともに、事業の実績、法人の業績の厳格な評価に基づき、事務事業の更なる重点化、厳しい優先度の判定による優先度の低い財政支出の見直しなどを行うべきである。

また、特殊法人等・独立行政法人は、事業実施や経費支出に当たり、事務事業の効率化を進めるとともに、情報公開の推進を図っていくべきである。

独立行政法人には中期目標、中期計画の策定が義務付けられているが、平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人については、今後予定されている中期目標の見直しに際しては、組織及び事業の両面について、その必要性を

厳しく検証し、廃止、縮小又は重点化等を行うことが必要である。こうした見直しを進めることにより、独立行政法人については、一定の公的な事務及び事業を効率的かつ効果的に行わせるための自律性、自発性及び透明性を備えた組織としてふさわしい内容の中期目標、中期計画を策定すべきである。

4. 国民への説明責任

特別会計の問題点が認識され、国民各層において活発な議論が行われることは、財政の民主的コントロールという観点から極めて重要な意義がある。

このため、特別会計の改革に当たっては、財務省及び所管各府省は、改革の全体像を明らかにするとともに、特別会計全般について、その収支がどうなっているかなど、国民にとって分かりにくい点にも十分に配慮した丁寧な説明をすることが求められる。

①工程表の作成

制度改革については、財務省及び所管各府省は、本報告を踏まえ、各特別会計の改革の方向とスケジュールを国民の目に明らかにすべく、5年間程度の工程表を作成し、公表すべきである。

②平成18年度予算での取扱い等

また、予算内容の精査について、財務省は、平成18年度予算編成後、具体的な数値も交えつつ分かりやすく説明すべきである。特に、財政構造改革の観点から、一般会計から特別会計への繰入れがどれだけ圧縮されるか、また、特殊法人等、独立行政法人への補助金等がどれだけ削減されるか、そして特別会計から一般会計への繰入れをどれだけ行えるかを明確にするとともに、約17兆円を出発点として予算内容を精査し

た結果を明示すべきである。

各府省においても、単に予算決算の内容を公表するのみならず、費用を負担する国民の目線に立って、個々の特別会計の収入がどこからどれだけあり、それが何に支出されているかなど、特別会計の仕組みや資金の流れなどについて、図表を活用するなどして国民に分かりやすく説明することが必要である。

II 各特別会計の見直しの方向

当審議会としては、上述の「基本的考え方」に則り、31の全特別会計について点検を行った。具体的には、特別会計ごとに、①制定趣旨等とともに、②「基本的考え方」に基づく現時点における再検討を行った上で、それぞれの見直しの方向性を示した。

検討の方向性は、概ね、制度見直しを課題とすべきもの、制度見直しが将来的な課題となり得るもの、及び制度見直しは今のところ必要ないものに分けられる。これらのうち、現時点・将来を問わず、何らかの制度見直し等が課題となり得るとして、国として行う必要性や区分経理の必要性などの各視点からの指摘を行った特別会計は、以下に掲げるとおりである。なお、各特別会計の予算内容については、「基本的考え方」において示した通り、事務事業の効率化・合理化を図るとともに、人件費・事務費等について厳格な精査を行うべきである。

財務省及び各府省においては、これらの指摘を真摯に受け止め、「基本的考え方」で作成を求めた工程表に盛り込むとともに、可能なものから速やかに検討を開始し、具体的な見直しに取り組むべきである。

・国として行う必要性 : 11会計

船員保険、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、森林保険、地震再保険、貿易再保険、国有林野事業、特許、国立高度専門医療センター、自動車損害賠償保障事業、自動車検査登録

・区分経理の必要性 : 6会計

治水、港湾整備、国営土地改良事業、登記、特定国有財産整備、自動車検査登録

・現行区分の妥当性 : 16会計

厚生保険、国民年金、船員保険、農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険、道路整備、治水、港湾整備、空港整備、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、食糧管理、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、産業投資、都市開発資金融通

・特定財源の在り方 : 3会計

道路整備、空港整備、電源開発促進対策

・剰余金・積立金の在り方 : 4会計

電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、農業経営基盤強化措置、外国為替資金

(注) 予算内容の厳格な精査による無駄の排除は全31特別会計について行われるべきものである。

1. 社会保険事業特別会計

(1) 厚生保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 526,523 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 58,413 億円 (歳入に占める割合 11.1%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 526,523 億円 (うち純計額 352,980 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 49,757 億円 ※ (17兆円に占める割合 28.9%)
	※ 17年度の特殊要因である財政融資資金繰上償還等資金(41,768億円)を除けば、7,989億円となる。

(2) 国民年金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 244,467 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 18,097 億円 (歳入に占める割合 7.4%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 244,467 億円 (うち純計額 163,721 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 9,656 億円 ※ (17兆円に占める割合 5.6%)
	※ 17年度の特殊要因である財政融資資金繰上償還等資金(2,668億円)を除けば、6,988億円となる。

①制定趣旨等

厚生保険特別会計は、昭和19年に労働者の年金保険事業（厚生年金保険）や健康保険事業（政管健保）等を経理するために設置された。また、国民年金特別会計は、昭和36年に自営業者等の年金事業（国民年金）等を経理するために設置され、昭和61年には各制度共通の基礎年金制度の導入に伴い、同特別会計に基礎年金勘定が設置された。

②現時点における再検討・方向性

厚生年金保険事業や国民年金事業については、国民皆保険制度の下での公的年金であり、国として行う必要性が認められる

とともに、社会保険方式の下、保険料財源を中心に運営されており、給付と負担の関係を明確にする必要があること等から、区分経理の必要性も認められるところである。

一方、現在、検討が進められている社会保険庁の改革においては、公的年金の運営と政管健保の運営を分離し、それぞれ新たな組織を設置することとし、政管健保の運営については、国から切り離し、全国単位の公法人を設立する方向で検討されている。

こうした社会保険庁の改革により、厚生保険特別会計は厚生年金保険事業を中心として経理する特別会計となり、両特別会計は、いずれも公的年金制度の運営が中心の特別会計となる。また、そもそも厚生年金保険の業務と国民年金の業務は共通している部分が多くある中で、両特別会計が並立していることにより、業務や資金の流れが複雑化しており、業務の実態を分かりにくくしているとの指摘もある。

したがって、社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。

なお、両特別会計の年金事務費の財源については、厳しい財政事情の下、特例措置として、その一部に保険料を充てているところであるが、年金事務費はそもそも基本的に年金給付と密接不可分なコストであり、保険料を充てることにより給付と負担の関係がより明確になるというメリットもあることから、他の特別会計における事例等も参考にしつつ、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。

(3) 船員保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 691 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 49 億円 (歳入に占める割合 7.1%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 666 億円 (うち純計額 537 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 64 億円 (17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

船員保険特別会計は、昭和22年に、船員保険に失業保険給付制度を創設したことに伴い、厚生保険特別会計から分離・独立し、船員保険事業を経理するために設置された。

②現時点における再検討・方向性

船員保険制度については、近年、被保険者数の減少が続き保険料収入も減少を続けるなど厳しい状況に直面しており、他の特別会計等で運営されている一般制度（健康保険、労災保険及び雇用保険）から独立した保険事業としての必要性が問われている。

したがって、現在検討が進められている船員保険制度の見直しに当たっては、制度の安定的・効率的な運営を図る観点から、船員保険特別会計について、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分については公法人化した政管健保を含め国以外の主体制による運営を、また、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分については労働保険特別会計との統合を検討すべきである。

(4) 労働保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 86,724 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 4,274 億円 (歳入に占める割合 4.9%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 81,248 億円 (うち純計額 41,301 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 11,496 億円
	(17兆円に占める割合 6.7%)

①制定趣旨等

労働保険特別会計は、昭和 22 年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和 47 年に一元化され設置された。さらに、昭和 50 年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された(雇用保険三事業の創設)。

②現時点における再検討・方向性

雇用保険等については、現時点においても、セーフティーネットとして国として行う必要性が認められるとともに、保険料財源を中心に運営されていることから区分経理の必要性も認められる。

しかしながら、雇用保険三事業については、近年の雇用失業情勢に照らし、保険料財源を使って安易に事業を進めるなど本来の目的を逸しているものもあるのではないかとの批判がある。このため、これら事業については、真に雇用・就業に資するかどうかという観点から、目標管理の手法を活用するなどの取組みも進められているが、単なる事業の効果の評価にとどまるところなく、事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しくしていくべきである。

なお、雇用保険制度の根幹である失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや、諸外国における国庫負担率に鑑みれば、雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も

含め見直しを検討すべきである。

2. その他保険事業特別会計

(5) 農業共済再保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 1,052 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 690 億円 (歳入に占める割合 65.6%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 947 億円 (うち純計額 883 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 883 億円
	(17兆円に占める割合 0.5%)

①制定趣旨等

農業共済再保険特別会計は、自然災害や病虫害等による農作物の減収を保険の仕組みによって補填する農業災害補償制度において、国が行う再保険事業の收支を一般会計と区分して経理するために昭和22年に設置された。当初、対象は農作物、家畜等に限られていたが、その後、国の責任分担の引下げなどを図りつつ、果樹、畑作物、園芸施設などを対象に追加するなどの見直しが行われ、現在に至っている。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計の事業については、制度設立当初、最終的なリスクの引受け主体としては国以外の者が想定し得なかつたことから、国が再保険者となって構築されたものと考えられる。現状を見ると、昭和22年の設立当時に比べて民間の保険引受能力が向上している状況にあり、今後、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検討が行われるべきである。

なお、本特別会計においては、農業者の共済掛金を原資とする再保険料と併せて、農業者の掛金負担の軽減、及び、再保険業務運営のため、一般会計からの繰入れが行われている。したがって、まずは、一般会計からの繰入額の圧縮を図る観点から、掛金助成の在り方などについて検討を行うとともに、業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、漁船再保険及漁業共済保険特別会計）との統合についても検討すべきである。

(6) 漁船再保険及漁業共済保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 265 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 153 億円 (歳入に占める割合 57.6%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 178 億円 (うち純計額 178 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 178 億円
	(17兆円に占める割合 0.1%)

①制定趣旨等

漁船再保険及漁業共済保険特別会計は、座礁やだ捕などの不慮の事故による中小漁船の損害を保険方式で補填する漁船損害等補償制度における国の再保険事業、並びに、異常の事象又は不慮の事故による漁獲減少や養殖施設の損壊などの漁業者の損失を共済方式で補填する漁業災害補償制度における国の保険事業について、その収支を一般会計と区分して経理するために設置されている。本特別会計の前身は、昭和12年に設置された漁船再保険特別会計であり、昭和42年に漁業災害補償制度における国の保険事業を開始するに際して、現在の名称に改正された。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計で経理する漁船再保険事業と漁業共済保険事業については、リスクの種類や開始時期は異なるが、いずれにしても、制度設立当初においては、最終的なリスクの引受け主体としては国以外の者が想定し得なかったことから、国が再保険者等となって構築されたものと考えられる。現状をみると、制度の発足時に比べて民間の保険引受能力が向上している状況にあり、今後、農業共済再保険特別会計と同様に、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検討が行われるべきである。

また、本特別会計においても、漁業者の保険料等を原資とする再保険料等と併せて、漁業者の保険料等負担の軽減、及び、再保険等の業務運営のため、一般会計からの繰入れが行われている。さらに、漁業共済保険事業については、累積損失が多額に及んでいる状況にある。したがって、まずは、漁業共済保険

事業の健全化を進めつつ、一般会計からの繰入額の圧縮を図る観点から、保険料等の助成の在り方などについて検討を行うとともに、業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、農業共済再保険特別会計）との統合についても検討すべきである。

(7) 森林保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 151 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 57 億円 (うち純計額 57 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 57 億円 (17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

森林保険特別会計は、昭和 12 年に、リスクが高く民間での引受けが低調であった森林火災保険を国が直接引き受ける国営森林保険事業を実施するに当たり、その収支を一般会計と区分して経理するために設置された。森林保険が対象とする保険事故は、当初は火災のみであったが、その後、台風被害等の増加に対応して風害・雪害などの気象災が追加された。

②現時点における再検討・方向性

森林を対象とする火災保険は民間でも引受けが行われているが、森林被害の大部分を占める気象災まで対象とする森林保険については民間の引受けは行われていない。昭和 31 年から全国森林組合連合会が森林保険と同様の森林災害共済を提供していたが、平成 3 年の台風災害による多額の共済金支払負担に耐えきれず、平成 14 年に既存契約を国の森林保険に移管した事例が示すように、森林保険事業は自然災害リスクが大きく、その一方で市場規模が小さいことから、民間損害保険会社の参入が行われなかつたと考えられる。

他方で、国の森林保険事業は一般会計からの繰入れがなく、自然災害リスクの最終的な引受者が存在する場合には、国以外の主体による運営も可能であると考えられる。

したがって、「官から民へ」等の観点や業務の効率的な運営の観点から、再保険方式による民営化や、独立行政法人化など国以外の主体による運営を検討すべきである。

(8) 地震再保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 553 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 553 億円(うち純計額 553 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 553 億円 (17兆円に占める割合 0.3%)

①制定趣旨等

昭和 39 年の新潟地震を契機に、一定額以上の巨額な地震の損害を国が再保険することを内容とした地震保険制度が創設された。

地震再保険特別会計は、この政府の再保険事業収支を明らかにするとともに、大地震の発生に際して、再保険金の支払に支障を生じないよう弾力的に財政上の措置を講ずる必要があるとして昭和 41 年に設置された。

②現時点における再検討・方向性

地震保険は、頻度、発生予測の困難性及び巨大地震の損害等の巨額さから、再保険制度によるリスク分散が制度上不可欠であるが、世界有数の地震国である我が国において、現状では、民間等による引受け余力はなく、地震再保険特別会計が行う再保険の前提なしには、民間損害保険会社における地震保険制度は成り立たない状況にある。

また、地震再保険特別会計の歳出目的は地震再保険金支払に限定され、地震保険契約者から収納した保険料を歳入財源としているものであり、歳入と歳出を明確に対応して経理し、厳格に責任準備金の管理を行うことにより、国民への説明責任を果たしているところである。

今後とも、民間における再保険事業の動向や民間保険会社の支払能力等を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め、制度改正の要否を検討していく必要がある。

(9) 貿易再保険特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 3,267 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 20 億円 (歳入に占める割合 0.6%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,511 億円 (うち純計額 1,511 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,511 億円 (17兆円に占める割合 0.9%)

①制定趣旨等

貿易再保険特別会計は、通常の保険によって救済されない危険を保険する輸出再保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするため、輸出信用保険特別会計として設置された。平成13年4月には貿易保険事業の効率的な運営を図るため、貿易保険引受け業務等を独立行政法人日本貿易保険が行い、国の業務は再保険の引受け等に限定することとし、当該特別会計は貿易再保険特別会計へと改組された。

②現時点における再検討・方向性

貿易再保険の対象には、リスクが高く民間保険会社には代替できず、国がODAとして政策的に決定する債務削減の対象となる重債務貧困国等への貿易債権も含まれており、諸外国においても国が最終的な引受けの主体となっている。

貿易再保険特別会計は、保険業務という特殊性に鑑み、歳入と歳出を対応させ収支構造を明確にし、国民への説明責任を果たしている。また、貿易再保険金の支払額は政治経済情勢等によって大きく変動し、短期間に巨額の支払が必要となる可能性がある点に留意する必要がある。

他方、今後、商品開発技術等が高度化していくにしたがい、特に貿易保険の引受けについて民間参入が進展していくことも予想されることから、その状況を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め制度改革の要否を検討していく必要がある。

3. 公共事業特別会計

(10) 道路整備特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 38,933 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 22,659 億円 (歳入に占める割合 58.2%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 38,933 億円 (うち純計額 37,795 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 37,795 億円
(17兆円に占める割合 22.0%)	

①制定趣旨等

道路整備特別会計は、昭和33年に「道路整備緊急措置法」に基づく「道路整備五箇年計画」の実施を目的に創設され、同計画が廃止された平成15年度以降は「社会资本整備重点計画」における道路整備事業の費用と効果を明確にするため設置されている。

(注) 道路整備事業については、「社会资本整備重点計画」に即して、平成15年度以降5か年間に行うべき事業の量を閣議決定している。

また、揮発油税等の道路特定財源は、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」において、道路整備費の財源に充てることが定められており、財源と使途の関係を明確にする必要があり、道路整備特別会計において区分して経理されている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 挥発油税等の特定財源と使途の関係を明確にする。
- ・ 社会資本整備の一つとして相当な規模で行われる道路整備事業について、その長期的な事業のコストと成果や関連する資産等を明確にする。
- ・ 事業に関する受益と負担の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 一般会計と区分経理することについては、事業全体とし

てのコストと成果、資産等の明確化の意義に加え、地方公共団体からの直轄負担金のほか多数の民間事業者など国以外の者からの負担金など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、事業の効率化を促す意義がある。また、道路特定財源について、財源と使途の関係を明確にする役割を果たしている。

- 類似の事業を行う公共事業関係特別会計との統合については、受益と負担の関係を明確にしつつ、縦割りの弊害を除去し、事業間連携の強化を図ることにより事業の効率性を高めるとともに、社会資本整備全体としての通覧性を確保する意義がある。

したがって、今後の社会資本整備の在り方や道路特定財源に関する見直しの議論、社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

③特定財源の在り方

「基本的考え方」において述べたように、特定財源制度については、財政の硬直化を排除する観点からは、原則として、一般財源化を検討すべきである。道路特定財源についても、これまで、当審議会では、「将来的に一般財源化していくことが正しい方向である」と指摘しつつ、「必要な歳出規模が特定財源の収入にほぼ見合っている現状を踏まえれば、受益と負担の関係に基づき、使途を納税者に示した上で暫定税率の延長に理解を求めることもやむを得ない」との提言を行ってきた。しかしながら、その後の道路歳出の抑制等により、平成19年度には大幅な余剰が見込まれる状況にあり、抜本的な見直しが必要となっている。

見直しに当たっては、まず、道路歳出については、国・地方を通じ、引き続き、財源ありきとの考えは採り得ない。公共投資の重点化を進めつつ、これまで通り抑制を図っていく必要があり、これに伴う余剰については、我が国の危機的な財政事情に鑑み、プライマリーバランスの回復に資するよう有効な活用

を図るべきである。

他方、道路特定財源は、受益と負担の関係に基づき、道路整備を目的として本則を上回る暫定税率により特別の税負担を自動車ユーザーに課しているものであるため、同財源の一般財源としての活用に対しては、納税者の理解が得られるかという問題がある。

この点について、当審議会としては、我が国の財政事情が極めて深刻であることに加え、環境面に与える影響や自動車関係諸税に係る国際比較の観点をも考慮すれば、税負担水準を引き下げる状況にはないと考える。また、自動車の社会的コストや道路整備において防災、環境、景観等が重視されてきていること、国民の大半がドライバーであること等を勘案すれば、危機的な財政事情の下で、国民のために税収を広く有効に活用していく必要性について十分な説明を行い、理解を求めていく必要があると考える。

道路特定財源については、以上を基本的な考え方として、平成19年度に向けて、更に具体的な検討を進める必要があり、現行税負担水準を維持しつつ、一般財源として活用を図るべく、今後、歳出歳入一体改革の議論を進めていく過程で、納税者の理解を得て、見直しの具体化を図るべきである。

(11) 治水特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 12,632 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 9,159 億円 (歳入に占める割合 72.5%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 12,632 億円 (うち純計額 12,024 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 12,024 億円
	(17兆円に占める割合 7.0%)

①制定趣旨等

治水特別会計は、昭和35年に「治山治水緊急措置法」に基づく「治水事業五箇年計画」の実施を目的に創設され、同計画が廃止された平成15年度以降は「社会資本整備重点計画」における治水事業の費用と効果を明確にするため設置されている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 社会資本整備の一つとして相当な規模で行われる治水事業について、その長期的な事業のコストと成果を明確にする。
- ・ 地方公共団体や民間事業者など多様な者の負担と受益の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 一般会計と区分経理することについては、歳入予算に占める一般会計からの繰入れ比率が高いという問題はあるが、他方、地方公共団体からの直轄負担金のほか利水者である電気事業者など国以外の者からの負担金など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、事業全体としてのコストと成果を明確化し、事業の効率化を促すなどの意義も認められる。
- ・ 類似の事業を行う公共事業関係特別会計との統合については、受益と負担の関係を明確にしつつ、縦割りの弊害を除去し、事業間連携の強化等を図ることにより事業の効率性を高めるとともに社会資本整備全体としての通覧性を確

保する意義がある。

したがって、一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

(12) 港湾整備特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 3,527 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 2,624 億円 (歳入に占める割合 74.4%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 3,527 億円 (うち純計額 3,390 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 3,390 億円
	(17兆円に占める割合 2.0%)

①制定趣旨等

港湾整備特別会計は、昭和36年に「港湾整備緊急措置法」に基づく「港湾整備五箇年計画」の実施を目的に創設され、同計画が廃止された平成15年度以降は「社会资本整備重点計画」における港湾整備事業の費用と効果を明確にするため設置されている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 社会資本整備の一つとして相当な規模で行われる港湾整備事業について、その長期的な事業のコストと成果を明確にする。
- ・ 地方公共団体や民間事業者など多様な者の負担と受益の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 一般会計と区分経理することについては、歳入予算に占める一般会計からの繰入れ比率が高いという問題はあるが、他方、地方公共団体からの直轄負担金のほか港湾施設利用者である鉄鋼事業者や電力事業者など国以外の者からの負担金など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、事業全体としてのコストと成果を明確化し、事業の効率化を促すなどの意義も認められる。
- ・ 類似の事業を行う公共事業関係特別会計との統合については、受益と負担の関係を明確にしつつ、縦割りの弊害を除去し、事業間連携の強化等を図ることにより事業の効率

性を高めるとともに、社会資本整備全体としての通覧性を確保する意義がある。

したがって、一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

(13) 空港整備特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 4,973 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 1,673 億円（歳入に占める割合 33.6%）
3. 平成17年度歳出予算額	: 4,973 億円（うち純計額 3,843 億円）
4. 17兆円に含まれる額	: 3,843 億円
	(17兆円に占める割合 2.2%)

①制定趣旨等

空港整備特別会計は、昭和 45 年に創設され、「空港整備五箇年計画」による計画的な空港整備に役割を果たしてきたが、同計画が廃止された平成 15 年度以降は「社会資本整備重点計画」における空港整備事業の費用と効果を明確にするため設置されている。

特に、航空機燃料税については、「空港整備特別会計法」において、航空機燃料税の 13 分の 11 に相当する額を空港整備費の財源に充てることが定められており、財源と使途の関係を明確にする必要があり、空港整備特別会計において区分して経理されている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 特定財源である航空機燃料税と使途の関係を明確にする。
- ・ 9,000 億円超（平成 17 年度末見込み）の借入金と償還財源である着陸料収入等の関係を明確にする。
- ・ 社会資本整備の一つとして相当な規模で行われる空港整備事業について、その長期的な事業のコストと成果を明確にする。
- ・ 着陸料・航行援助施設利用料という利用者負担、地方法共同団体や民間会社など多様な者の負担と受益の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 一般会計と区分経理することについては、事業全体とし

てのコストと成果の明確化という意義に加え、地方公共団体からの直轄負担金のほか着陸料や航行援助施設利用料など国以外の者からの利用者負担など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、9,000億円超の借入金と償還の関係を明確化し、事業の効率化を促すなどの意義がある。また、使途の特定が必要な航空機燃料税について、財源と使途の関係を明確にする役割を果たしている。

- 類似の事業を行う公共事業関係特別会計との統合については、受益と負担の関係を明確にしつつ、縦割りの弊害を除去し、事業間連携の強化等を図ることにより事業の効率性を高めるとともに、社会資本整備全体としての通覧性を確保する意義がある。

したがって、特定財源の在り方については、9,000億円超の借入金及び航空機燃料税収入を大幅に上回る一般会計からの繰入れを行っている現状に鑑み、借入金の抑制と歳出の抑制に努める必要があり、現段階では航空機燃料税の在り方を見直す状況はないが、特定財源である以上、「基本的考え方」にあるように、その適否を常に点検しつつ、将来的には、原則として一般財源化を検討していく必要がある。併せて、空港整備特別会計については、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

(14) 国営土地改良事業特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 5,401 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 2,870 億円 (歳入に占める割合 53.1%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 5,401 億円 (うち純計額 3,350 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 3,350 億円 (17兆円に占める割合 1.9%)

①制定趣旨等

国営土地改良事業特別会計は、「土地改良法」に基づき、地方公共団体・受益者である農業者などの負担金を徴収しつつ国が行う農業用排水施設の整備・区画整理等の国営土地改良事業の経理を明確にするために昭和32年に設置された。

その後、時々の政策課題に応じて、国営土地改良事業の見直しや、負担金を立て替えるための財政融資資金借入の原則廃止を行い、現在に至っている。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、

- ・ 農業の持続的な発展等のため行われる国営土地改良事業について、その長期的な事業のコストと成果を明確にする。
- ・ 地方公共団体や農業者等の受益者の負担と受益の関係を明確化する。

という意義があり、特別会計で経理している。

改めて、「基本的考え方」に沿って一般会計と区分経理することについて点検すれば、歳入予算に占める一般会計からの繰入れ比率が高いという問題はあるが、他方、地方公共団体や受益者である農業者など国以外の者からの負担金など独自の歳入があり、受益と負担の関係を明確化するとともに、事業の効率化を促すなどの意義も認められる。

したがって、国営土地改良事業について、引き続き施設・設備の新設・機能向上から維持・更新に重点を移していく等、その内容の見直しを進め適正な事業運営を図っていく必要がある。なお、一般会計と区分経理する必要性についても、あくまで現

状の事業運営に照らして意義が認められるものであることから、
今後の事業の見直しに伴い、具体的な点検を不斷に行っていく
必要がある。

4. エネルギー関係特別会計

(15) 電源開発促進対策特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 4,492 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 4,492 億円（うち純計額 4,491 億円）
4. 17兆円に含まれる額	: 4,491 億円 (17兆円に占める割合 2.6%)

①制定趣旨等

電源開発促進対策特別会計は、昭和49年、電源立地を促進することを目的とし、電源開発促進税の創設と合わせて設置された。昭和55年には石油代替エネルギーによる発電促進のための電源多様化勘定を設置し、平成15年には、新エネルギー事業を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（石特）に一元化するなどの制度改正を実施している。

②現時点における再検討・方向性

原子力発電は今後とも我が国の基幹電源として位置付けられており、本特別会計で経理している原発の立地促進等は引き続き国として所要の事業を行うことが必要と考えられる。

本特別会計については、制度改正を進めてきたところであるが、その状況等をフォローしつつ、更に以下の改革を進める必要がある。

- ・ 本特別会計については、従前より、多額の不用・剰余金が問題となってきた。平成15年の制度改正で将来の原発立地の進展に伴う財政需要に対応するための「周辺地域整備資金」が設置され、近年、剰余金は減少しているが、なお高い水準にあり、更なる縮減を図っていくことが必要である。
- ・ 本特別会計においては、特定財源である電源開発促進税収は本特別会計に直入されるため、原発立地が更に遅延するなどすれば特別会計に長期にわたり余剰資金が蓄積する構造となっており、財政資金の効率的活用を図る観点から、特別会計の在り

方を見直す必要がある。このため、税収の特別会計直入を見直し、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることなどにより、立地進展等で資金需要が実際に生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用が図られるよう検討すべきである。

- ・ 電源立地地域対策交付金については、平成17年度から使途の透明性向上が進められているが、国民の理解を得ながら、原子炉の高経年化問題など増大が見込まれる財政需要に適切に対応していくためには、交付金事業の一層の透明性向上を図るとともに、事業内容の適正化、無駄の排除を進めることが必要である。
- ・ 電源利用勘定において行われている、原子力関係の種々の技術開発事業等については、優先順位付けの徹底や事業評価等を行うとともに、一般会計と類似の事業が行われていないかの点検も含め、厳しく各事業を検証していく必要がある。
- ・ 石油との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。

(16) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 24,538 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 3,943 億円（歳入に占める割合 16.1%）
3. 平成17年度歳出予算額	: 23,986 億円（うち純計額 7,236 億円）
4. 17兆円に含まれる額	: 7,236 億円 (17兆円に占める割合 4.2%)

①制定趣旨等

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計は、昭和 42 年に石炭鉱業の安定対策実施等のため設置（当時は石炭対策特別会計）された。その後、昭和 47 年に石油対策の追加、昭和 55 年に石油代替エネルギー対策の追加、平成 13 年には石炭対策廃止等の改正が行われてきている。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計が経理している石油対策や省エネルギー対策等については、引き続き国として我が国のエネルギー安定供給の確保等を図っていく必要があることから、これらの諸対策に係る事業を引き続き国が行っていくことには合理性があるものと考えられる。

本特別会計においては、多額の不用、剰余金の発生が問題となり、平成 16 年度及び平成 17 年度予算において、不用の多い費目の予算を削減する一方で一般会計からの繰入れを縮減している。この結果剰余金は縮減しているが、なお高い水準にある。

本特別会計の財源とされている石油石炭税は、まず一般会計の歳入として収納され、予算上歳出で必要額のみが本特別会計に繰り入れられるため、その余は一般会計で留保される仕組みとなっている。本特別会計では、例えば石油国家備蓄事業や石油製品販売業の構造改善事業、新エネルギー事業などで不用が生じ、剰余金の発生につながっている。こうした状況に鑑み、本特別会計については、事務事業全般にわたり引き続き厳しく精査するとともに、一般会計からの繰入れの抑制を図っていくことが必要である。

電源開発促進対策特別会計(電特)との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。

5. 農林水産関係特別会計

(17) 食糧管理特別会計

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| 1. 平成17年度歳入予算額 | : 33,233 億円 |
| 2. 一般会計からの繰入額 | : 2,086 億円 (歳入に占める割合 6.3%) |
| 3. 平成17年度歳出予算額 | : 33,233 億円 (うち純計額 8,238 億円) |
| 4. 17兆円に含まれる額 | : 8,238 億円
(17兆円に占める割合 4.8%) |

(18) 農業経営基盤強化措置特別会計

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1. 平成17年度歳入予算額 | : 506 億円 |
| 2. 一般会計からの繰入額 | : なし |
| 3. 平成17年度歳出予算額 | : 506 億円 (うち純計額 505 億円) |
| 4. 17兆円に含まれる額 | : 505 億円
(17兆円に占める割合 0.3%) |

①制定趣旨等

食糧管理特別会計は、大正7年の米騒動という社会的混乱の事態に対処するため、国が行う米穀の需給調節に係る経理を行うために設けられた米穀需給調節特別会計が前身となっており、昭和17年に制定された「食糧管理法」に基づき、食糧管理のために行う食糧の買入、売渡、貯蔵等に関する歳入歳出を経理するための食糧管理特別会計と名称を変更した。その後、食糧管理特別会計の経理の明確化、合理化を主眼とした品目別経理の要請が強まり、「臨時食糧管理調査会」(昭和32年6月11日)の答申等を踏まえ、昭和33年に品目ごとに勘定を設けることし、現在に至っている。

農業経営基盤強化措置特別会計は、昭和21年に自作農創設特別措置特別会計として設立され、昭和60年に改組が行われ、その後も隨時業務を見直しつつ現在に至っている。この改組とは、具体的には、従来の自作農創設のための農地売買に関する業務に農地保有の合理化に関する業務を合わせて農地保有合理化事業に係る経理を行うこととした上で、「農業改良資金助成法」に

基づく農業改良資金に係る経理を行うこととし、新たな趣旨・目的に沿って名称を変更したものである。

②現時点における再検討・方向性

農林水産省においては、従来の品目別施策を、経営に着目した施策に転換し、担い手による需要に即した生産を推進する方向で実施している農政改革の一環として、経営安定対策を軸とした食料安定供給の一体的推進を図るための新たな特別会計を設置し、関連するこれら二つの特別会計を廃止することを検討しており、新たな特別会計においては、経営安定対策に係る助成金の支払などの歳出や、これに係る農産物の売却代金などの関連財源などの歳入に係る経理が行われる予定である。

農政の中で中心的な役割を担ってきた二つの特別会計について、農政改革の進展に併せたあるべき姿という観点から見直しが図られるものであり、今後、特別会計改革の趣旨に沿った形で、具体的な制度設計の検討を進めるべきである。

また、農業経営基盤強化措置特別会計においては、農業改良資金の貸付低迷等により多額の剰余金が発生しており、更なる縮減を図っていく必要がある。すでに平成14年度以降一般会計からの繰入れは行われておらず、剰余金の額は減少に転じているが、政策課題に対応した資金需要を見極めつつ引き続き事務事業全般を厳しく精査し、財政資金の有効活用のための方策を検討する必要がある。

(19) 国有林野事業特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 5,164 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 2,435 億円(歳入に占める割合 47.2%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 5,164 億円(うち純計額 2,739 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 2,739 億円 (17兆円に占める割合 1.6%)

①制定趣旨等

国有林野事業特別会計は、昭和22年、国有林野事業を企業的に独立採算制で運営し、経営成績や財政状況を明らかにして健全な発達に資することを目的として設置された。その後、昭和35年に治山事業に係る経費の総額を明らかにするため治山勘定が設置された。

国有林野事業は、木材価格の低迷等により多額の累積債務を計上し、平成10年の抜本的改革により、管理経営の重点を木材生産から森林の公益的機能の維持増進に転換し、一般会計繰入れを前提とした特別会計に移行した。その際、累積債務の一部は一般会計に承継されずに国有林野事業特別会計に残され、林産物収入等により将来発生する特別会計の剰余金により返済することとされている。

②現時点における再検討・方向性

国有林野事業は、国民全体の資産である国有財産の管理処分を行うものであるが、現場作業についてはスリム化や外部委託化を進めてきている。平成10年の抜本的改革により独立採算制から一般会計繰入れを前提とした制度へと移行しているものの、累積債務の返済に向けた国有林野事業の経営改善努力を明らかにして、管理経営の規律を維持するとの観点から、特別会計により経理されている。

また、治山勘定については、一般会計繰入れ比率が高いことから、都道府県が実施する補助治山事業は一般会計で経理し、国が実施する直轄治山事業は国有林野事業特別会計で経理することとし、現在、治山勘定と国有林野事業勘定の統合に向けて

整理を行っているところであり、必要な法整備を行い、平成18年4月に勘定統合を実施する予定である。これにより、事業の実施主体に応じた経理が行われ、予算と成果との関係が明確化されることから、両勘定の統合を進めることは適切と考えられる。

本特別会計については、将来的には、国土保全・水源かん養等の公益的機能を有する国有林野事業の在り方について議論し、その上で、本特別会計の在り方についても検討していく必要がある。

6. 行政的事業特別会計

(20) 登記特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 1,829 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 718 億円 (歳入に占める割合 39.3%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,734 億円 (うち純計額 1,733 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,733 億円
	(17兆円に占める割合 1.0%)

①制定趣旨等

登記特別会計は、登記申請、登記簿謄抄本の交付申請等の大
幅な増加に対処するため、早急に事務のコンピューター化を図
る等その処理体制の抜本的改革に要する経費について、手数料
として登記制度の受益者に負担させ、その受益と負担の関係を
明確にすることを目的として昭和 60 年に設置された。

②現時点における再検討・方向性

登記事務については、不動産などの登記による国民の基本的
な権利義務の確立や、登録免許税の徴収といった公権力を伴うも
のであり、国が行うべき事務とされている。

区分経理については、上記のように、早急にコンピューター
化を図る等の登記処理体制の抜本的改革に要する経費を区分経
理することを目的に、登記特別会計が設立された趣旨を踏まえ
れば、IT 化の流れの中で、地図のコンピューター化事業終了
(平成 22 年度見込み) 後は、特別会計を維持する必要性は薄い
と考えられる。

この地図のコンピューター化の終了を機に、その後も継続し
て行われる登記事務の円滑化のための事業、すなわち、コンピ
ューターの維持更新、登記所の統廃合などに必要な施設の整備、
登記所備付地図の整備などの財源確保の方策を講じることに留
意しつつ、一般会計への統合による廃止を検討すべきである。

(21) 特許特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 1,795 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 0.0 億円 (歳入に占める割合 0.0%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,176 億円 (うち純計額 1,175 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,175 億円
	(17兆円に占める割合 0.7%)

①制定趣旨等

特許特別会計は、技術進歩に伴う審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化していた状況の下、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行う観点から昭和59年に設置された。その後、一部業務についてはアウトソーシングが行われてきている。

②現時点における再検討・方向性

特許業務は、権利付与という性格を有するものであることから、国以外の主体による事業運営は先進諸国には例がない。

特許特別会計については、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行っていくことは引き続き重要であり、区分経理には妥当性があると考えられる。

他方、これまで一部業務の民間委託や独立行政法人への移管が行われてきているが、引き続き、業務のうち国以外の主体で実施可能なものはないか検討し、業務のスリム化を推進すべきである。

(22) 特定国有財産整備特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 681 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 51 億円 (歳入に占める割合 7.4%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 681 億円 (うち純計額 68 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 68 億円 (17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

特定国有財産整備特別会計は、財務大臣の定める特定国有財産整備計画に基づいて庁舎等を集約立体化又は移転再配置するという事業の経理について、現在の庁舎等を処分し、その処分収入の範囲内で新しい庁舎等を整備するというスクラップ・アンド・ビルトの考え方により財政規律を維持するため、昭和32年に設置された。

本特別会計は、これまで、米軍への提供財産の統合・返還、筑波研究学園都市への研究機関の移転など、国の施策として急がれ、かつ、多額の整備費を要する事業について有効に機能してきた。現在においても、地震災害時に防災機能を果たす合同庁舎の緊急整備等の必要性も生じている。

②現時点における再検討・方向性

特定国有財産整備特別会計の事業については、国の使用する施設のスクラップ・アンド・ビルトの計画を策定するためには、国有財産の総轄権を有する財務大臣が、施設使用に係る省庁横断的な調整を行う必要があることから、国として行うことが前提である。

また、スクラップ・アンド・ビルトの考え方に基づき、跡地の処分収入により新しい庁舎等の整備に要した借入金を償還する仕組みであることから、区分経理を行っているところであるが、庁舎等の集約立体化又は移転再配置や耐震化のための庁舎整備の事業の進捗状況を注視しつつ、区分経理の必要性も含め、改めてその在り方を検討する必要がある。

この検討を経て見直しを行うまでの間、スクラップ・アンド・

ビルドの考え方をより徹底するために、今後の事業については一般会計からの繰入れを行わないこととするなどの厳格な対応を検討すべきである。また、財政資源の更なる有効活用を図るため、施設使用に係る省庁横断的な調整を徹底するとともに、本特別会計の収支に余剰が生じた場合には、これを一般会計へ繰り入れることを検討すべきである。

(23) 国立高度専門医療センター特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 1,602 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 509 億円 (歳入に占める割合 31.8%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,602 億円 (うち純計額 1,318 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,318 億円
	(17兆円に占める割合 0.8%)

①制定趣旨等

国立高度専門医療センター特別会計は、平成16年の独立行政法人国立病院機構の発足に伴い、国立病院特別会計が改組されて設けられたものであり、特定の疾患その他の事項に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行う国立高度専門医療センターの円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的としている。

②現時点における再検討・方向性

国立高度専門医療センター特別会計については、歳入予算に占める一般会計からの繰入れ比率の状況や、最先端の高度な研究の実施主体に関して文部科学省所管の多くの機関が独立行政法人化されていることとのバランス、自収自弁等の効率的運営に向けたインセンティブを働かせるなどの観点からすれば、国として行う必要性については、平成16年に改組されて設けられた以降の事業の推移を見極めつつ、将来的に、独立行政法人化を検討すべきである。

(24) 自動車損害賠償保障事業特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 3,264 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 2,613 億円 (うち純計額 2,503 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 2,503 億円
	(17兆円に占める割合 1.5%)

①制定趣旨等

自動車損害賠償保障事業特別会計は、自動車事故の被害者の保護を図る目的で再保険制度の運用等を行うため設置されたが、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、平成14年の制度改正により、再保険制度を廃止し、ひき逃げ事故等の被害者救済事業等を主として行うこととなっている。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計が行っている被害者救済事業等については、現在でも必要な事業であると考えられるが、その事業の範囲については、例えば自動車事故対策のための啓発活動などについて、今後とも国で行う必要があるかとの観点から常に厳しい見直しを行っていく必要がある。

被害者救済事業等の具体的な業務である、自動車ユーザーからの賦課金の徴収事務や、ひき逃げ被害者等に対する保障金の給付、加害者に対する求償債権の管理等については、その枠組みの策定等については国が主体となって行う必要があるが、現業的な性格を有する業務の実施については国が主体となって行う必要は必ずしもないと考えられるため、国以外の主体による事業運営の可能性について検討する必要がある。

ただし、国以外の主体で実施する場合には、本特別会計の行っている事業が、自動車ユーザーからの強制的な賦課金等により被害者救済事業等を実施するという社会保障的な制度であることから、この制度の健全かつ安定的な運営が確保されること、必要な国の監督等についての検討を行う必要がある。また、その検討は、上記の平成14年制度改正の成果の検証の上に立って

行う必要がある。

(25) 自動車検査登録特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 586 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 17 億円 (歳入に占める割合 2.9%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 479 億円 (うち純計額 477 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 477 億円
	(17兆円に占める割合 0.3%)

①制定趣旨等

自動車検査登録特別会計は、設置当時（昭和39年）における自動車の激増という状況を踏まえ、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善を図るため設置された。

その後、平成14年には、中央省庁等改革の一環として、特別会計の行うべき業務と独立行政法人の行う業務を整理し、検査業務のうち検査場における検査を独立行政法人化して業務の効率化を図ったところである。

②現時点における再検討・方向性

本特別会計が行っている自動車の安全・環境基準に係る国内外の制度設計、街頭検査による不正改造車の取締りやリコール監査のような行政上の立入検査権の行使等といった業務については国が主体となって行うことが必要である。

しかしながら、本特別会計が行っている業務のうち、現業的性格を有する安全・環境基準に係る検査や自動車の登録等の業務の実施については、国が主体となって行う必要は必ずしもないと考えられる。したがって、既に独立行政法人化しているものに加え、特別会計に残されているこれらの業務についても、更に精査を行い、可能な限り独立行政法人化あるいは民営化を検討すべきである。

なお、一般会計と本特別会計の経理を区分して行うことについては、本特別会計の業務を自動車ユーザーの負担により賄うことを明確にし、自動車ユーザーへの説明責任を果たすという意味があるものの、現在進めている自動車の登録等の手続きに係るワンストップ・サービスの普及状況等も踏まえつつ、引き続

き、区分経理の必要性について検討していく必要がある。

7. 融資事業・資金運用特別会計

(26) 財政融資資金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 519,706 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 483,108 億円 (うち純計額 343,266 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 70 億円
	(17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

財政融資資金（資金運用部資金）は、特別会計の積立金等国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与することを目的として昭和26年に設置されたものである。

平成13年には、郵貯・年金の預託義務を廃止し、市場から財投債により能動的に資金調達を行い、厳格な審査により真に必要な事業に貸し付けることとともに、市場原理との調和の観点から資産・負債について効率的なALM管理を行うなどの抜本的な財投改革を行ったところである。

②現時点における再検討・方向性

財政融資資金の運用は、国の信用により集めた資金の様々な政策分野への資源配分であり、国が行うべき事務とされている。また、有償資金の貸付による配分は、返済を前提とし、税財源による補助金等とは別個の財政手段であり、財政規律の観点から区分経理することが適当と考えられる。

このような制度の趣旨は現在も認められるところであるが、特別会計見直しの議論の中において、引き続き、無駄の排除、効率的な資産・負債の管理の検討を含め、上述の財投改革の趣旨を徹底していくことが重要である。

(27) 産業投資特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 8,530 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 1,069 億円 (歳入に占める割合 12.5%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 8,530 億円 (うち純計額 1,246 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 1,246 億円
	(17兆円に占める割合 0.7%)

①制定趣旨等

産業投資特別会計（産業投資勘定）は、昭和28年、「産業の開発」、「貿易の振興」、「経済の再建」を目的とした投資を行い、その経理を明確にするために設置された。

また、本特別会計の社会資本整備勘定は、昭和62年、社会資本整備の促進を図るためにNTT株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、設置された。

②現時点における再検討・方向性

産業投資勘定においては、財政投融資の一環として、社会経済情勢の変化に対応しつつ、リターンは期待できるが民間だけでは十分にリスクをとれない分野を対象として政策的に投資資金の配分を行うとの、財政的な資源配分機能を果たしてきているものであり、その業務は国が行うべきものとされている。また、この出資の成果を長期・継続的かつ一覧性をもって管理し、リターンの再投資による効率的な資金管理を実現するため、区分経理を行う必要性は認められる。

ただし、その投資対象について、国が主体として行う必要性について十分に再度点検することとした上で、類似の機能を有する特別会計（例えば、財政融資資金特別会計）との統合も含め、その在り方を検討する必要がある。

また、社会資本整備勘定については、無利子融資制度の廃止に向け、事業規模の縮小を進め、さらに、既往貸付の償還終了時に社会資本整備勘定を廃止すべきである。

(28) 都市開発資金金融通特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 683 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 67 億円 (歳入に占める割合 9.8%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 683 億円 (うち純計額 236 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 236 億円 (17兆円に占める割合 0.1%)

①制定趣旨等

昭和41年の創設当初は、高度成長による都市集中現象の中で、長期低利の資金を地方公共団体に融資して公共的事業のための土地の先行取得を円滑にするために創設された都市開発資金貸付制度の収支を明確にすることを目的としていた。

②現時点における再検討・方向性

現状においては、都市が抱える様々な課題（都市再生の推進、中心市街地の活性化、防災上危険な密集市街地の解消等）に対応するために、都市政策の一環として、土地の先行取得資金に加え、独立行政法人都市再生機構や民間都市開発推進機構等に対する都市整備のための無利子貸付を行っており、こうした多様な開発資金を長期かつ安定的に供給することに意義が認められる。

改めて、「基本的考え方」に沿って点検すれば、

- ・ 都市整備に対する長期の低利・無利子の資金供給を今後とも行う必要がある場合には、その機能は、民間では対応が困難であることから、国が行う必要がある。
- ・ 一般会計との区分経理については、長期の貸付・償還という債権・債務の管理を行うものであり、資金の流れの透明性の確保に意義がある。
- ・ 類似の事業を行う特別会計との関係については、本特別会計が、融資事業特別会計であることとともに、その目的が社会資本の整備であることにも留意する必要がある。

こうした点を踏まえ、事業の必要性を検討した上で、他の類似の機能を有する特別会計への統合を含め、その在り方を検討する必要がある。

(29) 外国為替資金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 24,610 億円
2. 一般会計からの繰入額	: なし
3. 平成17年度歳出予算額	: 10,936 億円 (うち純計額 5,316 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 5,316 億円 (うち予備費 4,500 億円)
(17兆円に占める割合 3.1%、予備費除きで 0.5%)	

①制定趣旨等

外国為替資金特別会計は、昭和24年、外貨管理権がGHQから我が国に委譲されたことに伴って創設された外国為替特別会計を前身とする。その後、昭和26年に外国為替資金特別会計法が制定され、政府が行う外国為替等の売買に関し、その円滑かつ機動的な運営を確保するため外国為替資金が設置されるとともに、その運営に伴って生ずる外国為替等の売買、運用収入等の状況が区分経理によって明らかにされている。

②現時点における再検討・方向性

本邦通貨の外国為替相場における安定を確保し、外国為替資金の管理・運営状況を明らかにするとの制定趣旨は現在も認められるところであるが、引き続き、その管理・運営について、徹底した無駄の排除を行っていくことが必要である。

また、本特別会計が保有する積立金は、決算上の不足が生じる場合に備えたものであるが、例年にわたり剰余金が発生している状況を踏まえ、引き続き、国債残高の抑制を図る観点から、一般会計への繰入れを行うべきである。

8. 整理区分特別会計

(30) 交付税及び譲与税配付金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 714,102 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 160,889 億円 (歳入に占める割合 22.5%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 701,886 億円 (うち純計額 193,061 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 38 億円
	(17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

交付税及び譲与税配付金特別会計は、昭和 29 年に国税の一定割合を一定の基準に基づき地方公共団体に交付するため地方交付税及び地方譲与税制度が創設されたことに伴い、設置された。

なお、地方財源が不足した場合、昭和 50 年度以後、主として本会計の借入金で補てんしてきたが、平成 13 年度から平成 15 年度にかけての制度見直しとして、国・地方折半で補てん措置を講ずる通常収支財源不足については、国は一般会計加算、地方は臨時財政対策債によることとしており、本特別会計はなお巨額の借入金残高（平成 17 年度末見込み 517,345 億円）を有するものの、新規借入額は大きく減少している。

②現時点における再検討・方向性

交付税及び譲与税配付金特別会計において、国税の一定割合を地方交付税等として地方公共団体に交付するために、これらに係る国の経理を整理して区分するという制度設立当時の役割・必要性は現在も変わっていないが、引き続き、地方歳出を徹底して見直し、地方交付税の抑制に努めつつ、借入金の抑制に取り組むべきである。

(31) 国債整理基金特別会計

1. 平成17年度歳入予算額	: 2,217,021 億円
2. 一般会計からの繰入額	: 184,422 億円 (歳入に占める割合 8.3%)
3. 平成17年度歳出予算額	: 1,917,021 億円 (うち純計額 855,880 億円)
4. 17兆円に含まれる額	: 19 億円
	(17兆円に占める割合 0.0%)

①制定趣旨等

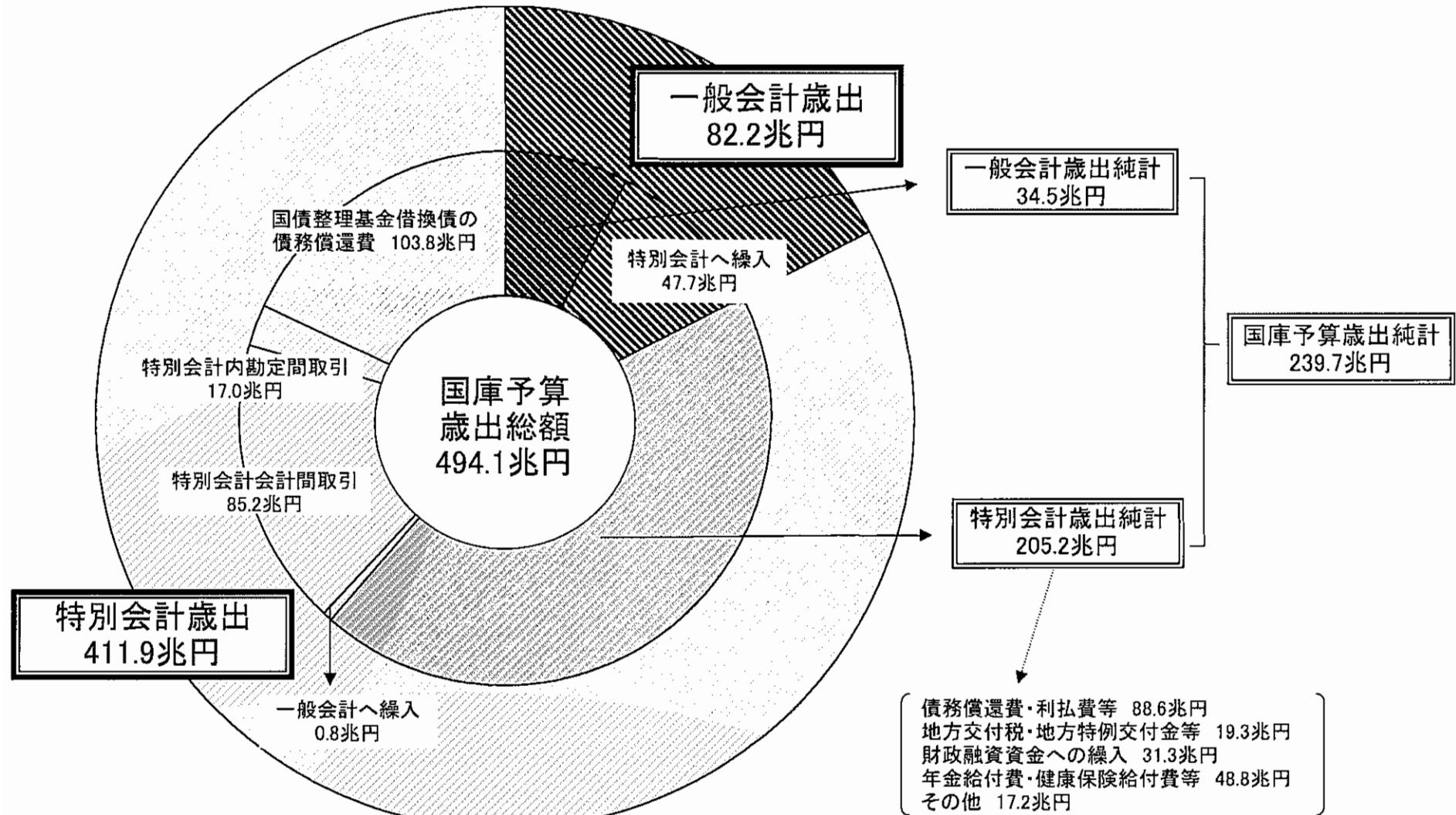
国債整理基金特別会計は、明治39年に一般会計又は特別会計からの繰入資金等を財源として国債、借入金等の償還及び利子等の支払を行う経理を一般会計と区分するために設置されたものである。

②現時点における再検討・方向性

国債整理基金特別会計は、一般会計において発行された国債を含め、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的としているとともに、定率繰入等の形で一般会計から資金を繰り入れ、普通国債等の将来の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っている。

このような制度の趣旨は現在も認められるところであるが、引き続き、特別会計見直しの議論の中において、徹底した無駄の排除を中心とした検討を行うことが必要である。

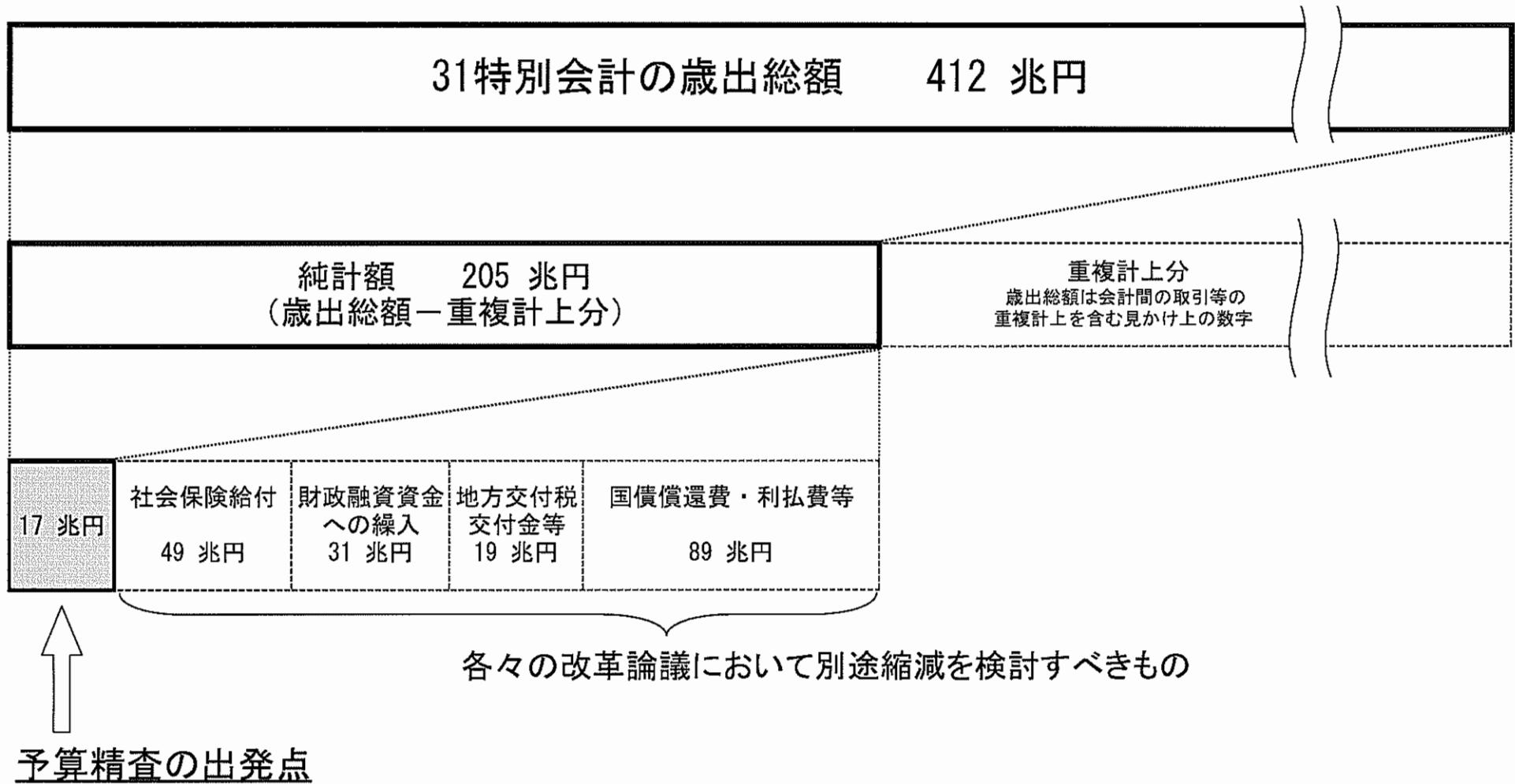
平成17年度国庫(一般会計・特別会計)予算の概要(純計)



(注)計数は、それぞれ四捨五入している。

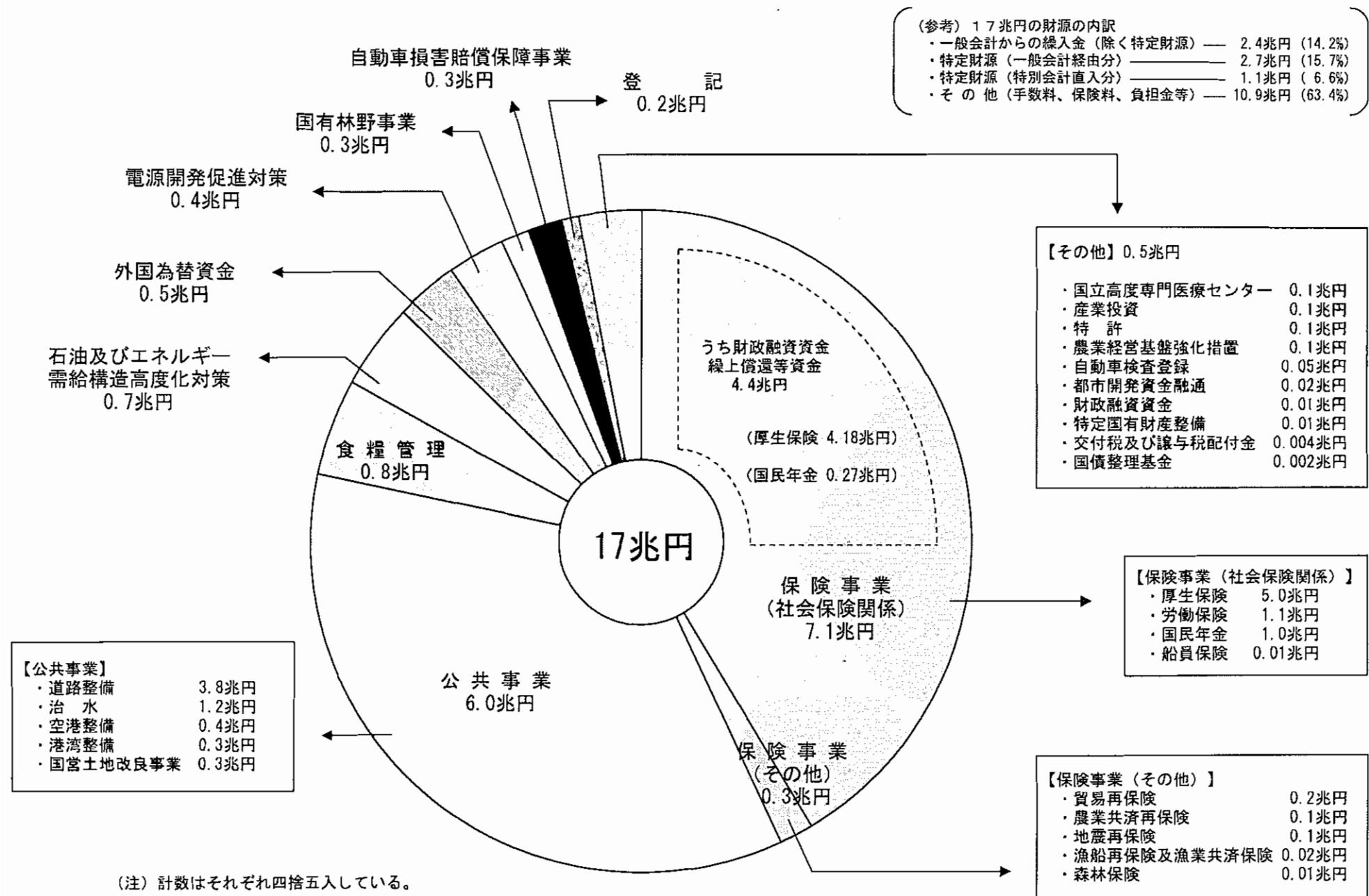
○ 特別会計の歳出規模について (17年度ベース)

(別紙 B)



17兆円の内訳（平成17年度歳出予算）

(別紙 C)



< 歳出について (平成17年度予算) >

17兆円の内訳

(単位: 億円)

特別会計名	歳出総額	純計額	その他事務・事業費等	主な内訳
厚生保険	526,523	352,980	49,757	財政融資資金繰上償還等資金(41,768)、業務取扱費(1,546)等
道路整備	38,933	37,795	37,795	道路事業費(16,149)、道路環境整備事業費(6,341)等
治水	12,632	12,024	12,024	河川事業費(3,913)、砂防事業費(1,404)、多目的ダム建設事業費(1,440)等
労働保険	81,248	41,301	11,496	雇用安定等事業費(3,522)、労働福祉事業費(2,214)等
国民年金	244,467	163,721	9,656	財政融資資金繰上償還等資金(2,668)、業務取扱費(1,409)等
食糧管理	33,233	8,238	8,238	輸入食糧買入費(2,579)、国内米買入費(1,435)、国内麥管理費(1,010)等
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	23,986	7,236	7,236	石油安定供給対策費(2,761)、エネルギー需給構造高度化対策費(1,750)等
外国為替資金	10,936	5,316	5,316	予備費(4,500)、諸支出金(805)等
電源開発促進対策	4,492	4,491	4,491	電源立地対策費(1,862)、電源利用対策費(1,387)等
空港整備	4,973	3,843	3,843	空港整備事業費(1,407)、空港等維持運営費(1,524)等
港湾整備	3,527	3,390	3,390	港湾事業費(2,129)等
国営土地改良事業	5,401	3,350	3,350	土地改良事業費(1,970)、北海道土地改良事業費(918)等
国有林野事業	5,164	2,739	2,739	【国有林野事業勘定】国有林野事業費(1,555)等、【治山勘定】治山事業費(1,021)等
自動車損害賠償保障事業	2,613	2,503	2,503	保険料等充当交付金(1,202)、再保険及保険費(970)等
登記	1,734	1,733	1,733	事務取扱費(1,684)、施設整備費(44)等
貿易再保険	1,511	1,511	1,511	再保険費(1,393)等
国立高度専門医療センター	1,602	1,318	1,318	経営費(1,127)、施設整備費(110)等
産業投資	8,530	1,246	1,246	【産業投資勘定】産業投資支出(出資金)(1,064)等、【社会資本整備勘定】民間能力活用施設整備事業資金貸付金(170)等
特許	1,176	1,175	1,175	事務取扱費(1,032)等
農業共済再保険	947	883	883	農業再保険費(258)、家畜再保険費(231)等
地震再保険	553	553	553	再保険費(551)等
農業経営基盤強化措置	506	505	505	農地保有合理化促進対策費(337)等
自動車検査登録	479	477	477	業務取扱費(342)等
都市開発資金金融通	683	236	236	都市開発資金貸付金(236)等
漁船再保険及漁業共済保険	178	178	178	漁船保険中央会交付金(62)、漁業共済組合連合会交付金(48)等
財政融資金	483,108	343,266	70	事務取扱費(70)等
特定国有財産整備	681	68	68	特定国有財産整備費(50)等
船員保険	666	537	64	福祉事業費(40)、業務取扱費(19)等
森林保険	57	57	57	森林保険費(28)、森林保険業務費(15)等
交付税及び譲与税配付金	701,886	193,061	38	諸支出金(6)、予備費(28)等
国債整理基金	1,917,021	855,880	19	事務取扱費(19)等
合計	4,119,442	2,051,610	171,963	

財政制度分科会 岁出合理化部会 名簿

<委 員>	板垣 信幸 井上 礼之 岩崎 慶市 貝塚 啓明 幸田 真音 河野 栄子 柴田 昌治 高木 剛 竹中 ナミ 田近 栄治 立石 信雄 玉置 和宏 寺尾 美子 中村 桂子 ◎ 西室 泰三 本間 正明	日本放送協会解説主幹 ダイキン工業(株)代表取締役会長兼CEO (株)産業経済新聞社論説副委員長 中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授 作家 (株)リクルート特別顧問 日本ガイシ(株)代表取締役会長 日本労働組合総連合会会長 (社福)プロップ・ステーション理事長 国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院長 オムロン(株)相談役 (株)毎日新聞社論説顧問 国立大学法人東京大学大学院法学政治学研究科教授 (株)JT生命誌研究館館長 (株)東京証券取引所取締役会長 国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
<臨時委員>	井堀 利宏 奥田 碩 勝俣 恒久 北城 栄太郎 木村 陽子 島田 晴雄 嶋津 昭 ○ 富田 俊基 糠谷 真平 野中 ともよ 長谷川 幸洋 松井 義雄 三村 明夫 宮本 勝浩 望月 薫雄 保田 博 山口 剛彦	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授 トヨタ自動車(株)取締役会長 東京電力(株)取締役社長 日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長 地方財政審議会委員 慶應義塾大学経済学部教授 市町村職員中央研修所学長 中央大学法学部教授 独立行政法人国民生活センター理事長 三洋電機(株)代表取締役会長兼C E O 東京新聞・中日新聞論説委員 (株)読売新聞東京本社代表取締役会長 新日鉄製鐵(株)代表取締役社長 公立大学法人大阪府立大学理事 元住宅金融公庫総裁 関西電力(株)顧問 独立行政法人福祉医療機構理事長
<専門委員>	秋山 喜久 五十嵐 隆 石 弘光 今井 敬 田中 豊蔵 俵 孝太郎 水口 弘一 吉野 良彦	関西電力(株)代表取締役会長 (株)産業経済新聞社客員論説委員 中央大学総合政策学部教授 新日本製鐵(株)相談役名誉会長 元(株)朝日新聞社論説主幹 評論家 中小企業金融公庫総裁 (財)トラスト 60 会長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理

財政制度等審議会 財政制度分科会
歳出合理化部会 特別会計小委員会メンバー

板垣 信幸	日本放送協会解説主幹
井堀 利宏	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科教授
岩崎 慶市	(株)産業経済新聞社論説副委員長
貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授・東京大学名誉教授
河野 栄子	(株)リクルート特別顧問
田近 栄治	国立大学法人一橋大学大学院国際・公共政策大学院長
玉置 和宏	(株)毎日新聞社論説顧問
◎富田 俊基	中央大学法学部教授
西室 泰三	(株)東京証券取引所取締役会長
長谷川 幸洋	東京新聞・中日新聞論説委員
本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
宮本 勝浩	公立大学法人大阪府立大学理事

(注) ◎は委員長

審議経過

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会 特別会計小委員会

17年 4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別会計の見直しについて」の反映状況 ・今後の進め方
7月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・17年度予算執行調査結果について
9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・本年の審議の進め方について ・特別会計制度について
9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省からのヒアリング 【国有林野事業特別会計（治山勘定）】 【森林保険特別会計】 ・厚生労働省からのヒアリング 【船員保険特別会計】 ・法務省からのヒアリング 【登記特別会計】 ・財務省からのヒアリング 【地震再保険特別会計】 【産業投資特別会計（社会資本整備勘定）】 ・特別会計の支出の状況について
9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省からのヒアリング 【厚生保険特別会計】 【国民年金特別会計】 ・将来試算について
10月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定財源制度について ・国土交通省からのヒアリング 【道路整備特別会計】 【空港整備特別会計】 ・文部科学省・経済産業省からのヒアリング 【電源開発促進対策特別会計】
10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省からのヒアリング 【労働保険特別会計】 ・財務省からのヒアリング 【産業投資特別会計（産業投資勘定）】 ・諸外国の財政制度等について（調査報告） ・全特別会計の再検証
10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省からのヒアリング 【食糧管理特別会計】 【農業経営基盤強化措置特別会計】 ・措置状況の総括
11月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計の見直しについて（提言案の審議）
11月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計の見直しについて（提言案の審議）
11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別会計の見直しについて（提言案とりまとめ）

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会 歳出合理化部会及び財政構造改革部会
合同部会

17年11月18日	・特別会計小委員会からの報告・とりまとめ
-----------	----------------------

○ 財政制度等審議会 財政制度分科会、歳出合理化部会及び財政構造改革部会
合同会議

17年11月21日	・特別会計の見直し（報告書）とりまとめ
-----------	---------------------